

小郡市企業内同和問題研修推進委員会会則

(目的)

第1条 この会は、福岡県公正採用選考人権啓発推進員設置要綱の趣旨により、企業及び団体において同和問題の解決を図るため、企業等が連帯し自らの問題として社会的責任を果たすべく、基本的人権を尊重した公平な採用選考体制の確立及び企業内同和研修をより強力に推進することを目的とする。

(名称)

第2条 この会は、小郡市企業内同和問題研修推進委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(組織)

第3条 委員会は、第1条の目的に賛同する小郡市内に事務所又は事業所を有する企業及び団体をもって組織する。

(事業)

第4条 委員会は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 同和問題解決のため企業の研修、啓発に関する事業
- (2) 同和問題解決のための調査及び研究に関する事業
- (3) その他目的達成に必要な事項に関する事業

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 幹事 | 若干名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 会計監査 | 2名 |

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときは、新たに選任し、任期は前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第6条 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 幹事は、会長及び副会長を補佐し、委員会の事業を遂行する。
- 4 会計は、会計事務を掌る。
- 5 会計監査は、委員会会計の監査を行う。

(相談役)

第7条 会長は、委員会に相談役を置くことができる。

2 相談役は、会議において意見及び指導を行うことができる。

(会議)

第8条 会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は、委員会の重要な事項について審議決定する。

- 3 総会は、年1回会長が招集し、その議長となり、委員会の重要な事項について審議決定する。ただし、役員会が必要と認めたときには、臨時に総会を開催することができる。
- 4 会長は、3分の1の会員が総会を開催する必要があると認めたときは、臨時に総会を開催しなければならない。
- 5 役員会は、委員会の運営する事項について審議し、重要な事項については総会にはかる。
- 6 役員会は、会長が必要に応じて招集し、その議長となり、委員会の運営事項について審議決定する。
- 7 会議は、構成員の過半数をもって成立し、出席者の過半数の同意をもって決定する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第9条 委員会の事務を処理するため、事務局を設ける。

- 2 事務局を小郡市役所内に置く。
- 3 事務局員は、会長が委嘱する。

(経費)

第10条 委員会の経費は、会費その他の収入をもって充てる。

- 2 会費の額は、総会において決定する。
- 3 会費の改定は、総会において決定する。なお、会費は別表のとおりとする。

(会計年度)

第11条 委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補則)

第12条 この会則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この会則は、平成6年7月6日から実施する。

附 則

この会則は、平成18年5月29日から実施する。

別表 (第10条関係)

小郡市企業内同和問題研修推進委員会 会費

従業員数又は会員数	年会費
30名以上	年額 4,000円
30名未満	年額 1,000円